

史跡長州藩下関前田台場跡地質調査作業委託業務
仕 様 書

1. 業 務 名

史跡長州藩下関前田台場跡地質調査作業委託業務

2. 実施場所 【別紙 1、2 対象地位置図参照】

史跡長州藩下関前田台場跡（下関市前田一丁目地内）

3. 業務内容 【別紙 3 地質調査設計図参照】

（１）目的

史跡長州藩下関前田台場跡（以下、当該史跡とする。）について、今後の保存整備計画を進めていくうえで、斜面崩落の原因の把握が必要となったため、崩落した斜面から当該史跡の高台場平坦面を縦断するように地質調査を実施し、斜面崩落の原因を検討するための基礎情報を収集するもの。

（２）調査手法

①機械ボーリング：２地点

②スウェーデン式サウンディング試験：２地点

※①、②の詳細は以下のとおりとする。

- ・地表より地下約 5 m の深度を対象とする。
- ・令和 3 年度に国土交通省が実施したボーリング調査地点から、北西方向に向かって調査地点を設定すること。調査地点の詳細については、作業実施前に委託者と協議をしたうえで決定すること。
- ・当該史跡の高台場既設遮水シートは、調査に際して掘削作業、侵入経路等の確保に必要な場合は部分的に切り取り、調査終了後に新設（繋ぎ目を接着材で接着）し、現状復旧を図ること。遮水シートは、既設の遮水シートと同等以上の性能を有すること。

【別紙 4 軟質塩化ビニルシート ニードフル 止水シート参照】

(3) 成果物

成果物として、以下の資料を提出すること。

①土壌資料（ボーリングコア）

②柱状図：P D F データ

③地質断面図（解析を含まない簡易データ）：C A D データ

※地質情報の解析作業は含めないものとし、解析作業を実施する際に必要なデータを成果物として納品すること。

④簡易報告書（概要、地質情報検定証明書等）

⑤現場作業の記録写真

4. 実施期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

5. その他

- ・本業務は史跡内での作業となるため、土地や施設の改変（掘削、盛土、移動ほか）については法令上の制限があることを留意し、作業計画および実施にあたっては、委託者と十分に協議すること。
- ・業務の実施にあたっては、作業着手前状態、作業実施状況及び作業完了状態が対比できるように写真記録を行い、業務完成届に添付するものとする。
- ・業務の実施にあたっては、近隣住民や通行車両等に対し、十分な安全対策を講じること。
- ・業務の実施中において、不測の事態が生じた場合あるいは危険箇所を発見した場合は、遅滞なく委託者まで報告するとともに、適切な処置を講じること。
- ・業務の履行について疑義が生じたときは、委託者と協議のうえ解決すること。
- ・業務完成届に基づく検査に合格した時は、速やかに支払請求書を提出すること。なお、支払いは、支払請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。